

# 産業廃棄物税の紹介

熊本県では、平成17年4月1日から、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、「産業廃棄物税」を導入しています。



どのようなことに使われているの？

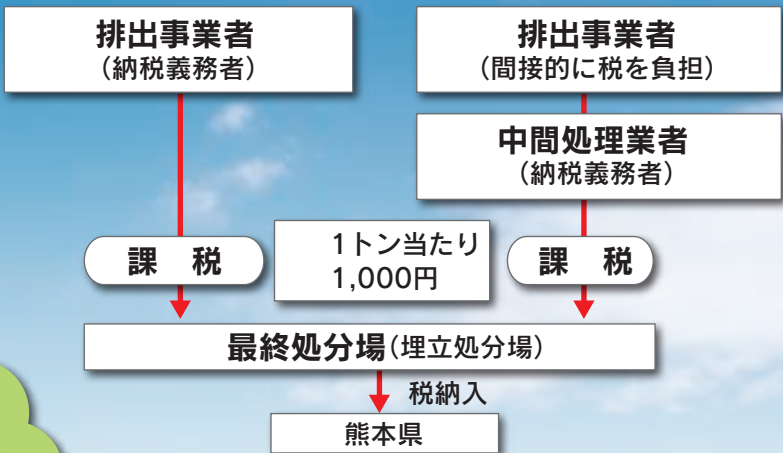
## 税の仕組み

### 納税義務者

・県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者等

### 税率

・県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物1トン当たり1,000円



## 最終処分場周辺環境整備等補助事業

稼働する産業廃棄物最終処分場周辺で市町村が実施する水質調査、周辺道路・歩道の整備、公民館の設置などの周辺環境整備事業を補助しています。



水俣市で整備された歩道

## 産業廃棄物リサイクル等推進事業

県内の産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、適正処理等に資する研究開発を補助しています。



廃FRP (繊維強化プラスチック) を分離して取り出した樹脂とガラス繊維などから再生FRPを試作しています

## 3Rコーディネーター事業

年間約250社の企業等への個別訪問により、各企業の実情に応じたきめ細かな廃棄物削減、再資源化、適正処理等に関する助言、情報提供等を行っています。



## 不法投棄撲滅県民協働推進事業

不法投棄等に関する情報提供の締結団体等、県民とのパートナーシップのもと、県民総ぐるみによる取組みとして、通報・連絡体制の整備、不法投棄を未然に防止する地域づくりなどを推進しています。



八代保健所管内不法投棄等合同監視パトロールの実施状況

## 公共関与推進事業

産業廃棄物管理型最終処分場の安定的な処理体制の確保のため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進めています。現在、玉名郡南関町下坂下での建設に向けて地元説明会や環境アセスメントを実施しています。



平成20年9月に策定した基本設計による施設イメージ図

発行／熊本県ごみゼロ推進県民会議・熊本県

編集／熊本県ごみゼロ推進県民会議事務局(環境生活部廃棄物対策課 TEL096-333-2277)

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1